

広島県告示第二百二十七号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定によつて、平成十八年広島県告示第千十六号で指定した農業振興地域の区域を次のように変更する。

その関係図面は、広島県農林水産局農業技術課に備え置いて、縦覧に供する。

平成二十五年三月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	変 更 後 の 区 域
福山農業振興地域	<p>福山市のうち、別図で黄色に着色した部分（昭和五十七年広島県告示第千三百十八号、平成三年広島県告示第七十三号、平成四年広島県告示第九百五十二号、平成六年広島県告示第三百六号、平成八年広島県告示第八百三十八号、平成十三年広島県告示第八百九十八号、平成十七年広島県告示第二百二十八号及び平成二十四年広島県告示第三百七十八号で定められた都市計画の市街化区域及び大門町野々浜のうち市街化区域界、県境及び海岸線に囲まれた区域）、緑色に着色した部分（平成二十四年広島県告示第三百七十八号で定められた都市計画の市街化区域から市街化調整区域に変更した区域の一部の区域）、茶色に着色した部分（市街化区域に囲まれた部分に該当する区域）、紫色に着色した部分（平成十一年農林水産省訓令第二号に基づき定められた国有林の林班番号七〇二、七〇四から七二五まで、七三九から七四三まで、「ただし、七四二のイを除いた区域」、七五〇から七五三まで、七五五、七五八から七七五まで、七七七から七八一まで、七八九から七九一まで）、赤色に着色した部分（昭和五十年二月一日に福山市に編入された深安郡加茂町のうち、昭和四十三年農林省訓令第四十五号に基づき定められた民有林の林班番号一一、一三、一五の区域）、桃色に着色した部分（瀬戸内海国立公園第一種及び第二種特別地域）、黄緑色に着色した部分（山野峡県立自然公園の区域）及び青色に着色した部分（昭和四十四年広島県告示第八百八十六号及び昭和四十九年第六百四十五号、昭和二十九年広島県告示第百号、平成十二年広島県告示第三百二十七号で定められた港湾法に基づく港湾区域、昭和四十年広島県告示第六百七十二号、昭和四十一年広島県告示第千三十号、昭和四十一年広島県告示第千三十一号、昭和五十年広島県告示第八百八十八号、昭和五十三年広島県告示第三百六十三号、昭和五十四年広島県告示第五百三十六号、昭和五十五年広島県告示第百二一號、昭和六十二年広島県告示第七百八十四号、昭和六十三年広島県告示第千八十六号及び平成元年広島県告示第千七十八号で定められた港湾法に基づく港湾隣接区域）に該当する土地の区域を除いた区域（別図略）</p>